

平成31年草加市議会第1回臨時会 市長提出議案一覧

【議案】

- 第39号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕
- 第40号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕
- 第41号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例〕
- 第42号議案 平成31年度草加市一般会計補正予算（第1号）
- 第43号議案 平成31年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第44号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第45号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第46号議案 改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第47号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議 案

第 3 9 号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市税条例の一部を改正する条例]

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除に係る個人の市民税の控除期間の拡充を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 住宅借入金等特別税額控除に係る個人市民税の控除期間の拡充

消費税率が 1 0 % である場合に住宅の取得等をして、平成 3 1 年（令和元年） 1 0 月 1 日から平成 3 2 年（令和 2 年） 1 2 月 3 1 日までの期間に居住の用に供した場合における住宅借入金等特別税額控除に係る個人の市民税の控除期間を拡充（1 0 年→1 3 年）します。

(2) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の草加市税条例の規定は、平成 3 1 年度（令和元年度）以後の年度分の個人の市民税等について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税等については従前の例によるものとします。

第 4 0 号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例]

1 目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行うものです。

2 内容

国民健康保険税の軽減措置（被保険者均等割額）のうち、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の「軽減判定所得」の算定方法を次のように変更します。

(1) 5割軽減の場合

現 行 基礎控除額 33 万円 + 27.5 万円 × 被保険者数



改正後 基礎控除額 33 万円 + 28 万円 × 被保険者数

(2) 2割軽減の場合

現 行 基礎控除額 33 万円 + 50 万円 × 被保険者数



改正後 基礎控除額 33 万円 + 51 万円 × 被保険者数

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の草加市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度（令和元年度）以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとします。

4 参考

【影響世帯数】 5割軽減対象の世帯（見込み） 92世帯（158人）の増

2割軽減対象の世帯（見込み） 49世帯（92人）の増

【影響額】 約326万円の軽減額の増

【財政措置】 保険基盤安定負担金の保険税軽減分で、軽減金額のうち3／4を県が負担、1／4を市が負担

【軽減判定所得額（世帯の合計総所得額）】

現 行

被保険者数	7割	5割	2割
1人	33万円以下	<u>60.5万円以下</u>	<u>83万円以下</u>
2人		<u>88万円以下</u>	<u>133万円以下</u>
3人		<u>115.5万円以下</u>	<u>183万円以下</u>



改正後

被保険者数	7割	5割	2割
1人	33万円以下 (変更なし)	<u>61万円以下</u>	<u>84万円以下</u>
2人		<u>89万円以下</u>	<u>135万円以下</u>
3人		<u>117万円以下</u>	<u>186万円以下</u>

第４１号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市立児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例〕

１ 目的

天皇の即位に伴う連休に草加市立児童クラブが休室となることによる市民生活への影響を考慮し、児童クラブを臨時に開室するため、休室日に係る規定の見直しを行うものです。

２ 内容

児童クラブの休室日について、児童クラブの管理者が必要と認めた場合（指定管理者が管理する施設にあっては、市長の承認を得るものとします。）は、休室日を変更することができる規定を追加します。

３ 施行期日

平成３１年４月１日から施行します。

第４２号議案 平成３１年度草加市一般会計補正予算（第１号）

補正前の歳入・歳出予算額 79,130,000千円

歳入・歳出補正予算額 188,246千円

補正後の歳入・歳出予算額 79,318,246千円

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。 (千円)

款	補 正 額	主 な 内 容
14 国庫支出金	82,012	①低所得者介護保険料軽減負担金 41,545
		②緊急風しん抗体検査等事業費補助金 40,467
15 県支出金	20,772	③低所得者介護保険料軽減負担金 20,772
18 繰入金	85,462	・財政調整基金繰入金 85,462
合 計	188,246	

歳 出 (千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
3 民生費	83,090	介護保険特別会計繰出金〔介護保険課〕	①③	83,090
4 衛生費	105,156	予防接種事業〔健康づくり課〕	②	105,156
合 計	188,246			

第43号議案 平成31年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額 15,227,689千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 15,227,689千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千円)		
款	補 正 額	主 な 内 容
1 保険料	△ 82,726	第1号被保険者保険料 △ 82,726
7 繰入金	82,726	一般会計繰入金 83,090
		①介護給付費準備基金繰入金 △ 364
合 計	0	

歳 出 (千円)				
款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 保険給付費	0	居宅介護サービス給付費(財源振替)	①	0
合 計	0			

第44号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除の特例控除の対象の見直しを行うとともに、改元に伴う条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 寄附金税額控除の特例控除の対象の見直し（ふるさと納税制度の見直し）

地方税法の一部改正により個人の市民税における都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」といいます。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除の特例控除の措置対象として、特例控除対象寄附金※が新設されたことに伴い、個人の市民税におけるふるさと納税の対象を特例控除対象寄附金とします。

※特例控除対象寄附金

ふるさと納税制度（都道府県等に寄附を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2,000円を超える額について全額控除できる仕組み）の対象となる、総務大臣が指定する都道府県等への寄附金

(2) その他

改元に伴い、改元以後の元号に係る表記を新元号に改めます。

3 施行期日

(1) 寄附金税額控除の特例控除の対象の見直し

令和元年6月1日から施行します。

(2) 改元に係る改正規定

令和元年5月1日から施行します。

(3) 経過措置

特例控除対象寄附金に係る改正後の草加市税条例の規定は、平成32年度（令和2年度）以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度（令和元年度）分までの個人の市民税については従前の例によるものとします。

第45号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、介護保険の第1号被保険者（65歳以上の者）の保険料に係る低所得者に対する軽減の強化を行うとともに、改元に伴う条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 低所得者軽減の強化

所得段階が第1段階から第3段階までに該当する者に係る平成31年度（令和元年度）及び平成32年度（令和2年度）の介護保険料の保険料基準額に対する負担割合を次のように変更するものです。

所得段階	現行		改正後	
	保険料率	年間保険料	保険料率	年間保険料
第1段階	0.45	26,840円	<u>0.375</u>	<u>22,360円</u>
第2段階	0.67	39,960円	<u>0.545</u>	<u>32,500円</u>
第3段階	0.75	44,730円	<u>0.725</u>	<u>43,240円</u>

【影響人数】 第1段階から第3段階までの18,902人（見込み）

【影響額】 約8,273万円

【財政措置】 1/2を国が負担、1/4を県が負担、1/4を市が負担

(2) その他

条文中改元以後の元号に係る表記を新元号に改めます。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。ただし、改元に係る改正規定は令和元年5月1日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の草加市介護保険条例の規定は、平成31年度（令和元年度）以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については従前の例によるものとします。

第46号議案 改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 目的及び内容

元号が改められることに伴い、次に掲げる条例の規定中、改元以後の元号に係る表記を新元号に改めるものです。

- (1) 草加市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 草加市都市公園条例の一部を改正する条例
- (4) 草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- (5) 草加市下水道条例の一部を改正する条例
- (6) 草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- (7) 草加市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- (8) 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (11) 草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- (12) 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (13) 草加市公共下水道事業の設置等に関する条例
- (14) 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

2 施行期日

令和元年5月1日から施行します。

第 4 7 号議案 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

新たに資産税課長の職にある池田晃を固定資産評価員に選任したく、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。